

公益社団法人日本オリエンテーリング協会  
表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は、オリエンテーリング界に貢献、もしくは貢献頂いた方々とその活動に感謝を表し、それによって、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「本協会」という）の理念やビジョンを広く共有し、オリエンテーリング界として目指すべき像を提示することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 この表彰は次の各号の一つに該当するものに対し行うものとする。

- (1) 長年にわたり、本協会または本協会加盟団体の運営に著しく功績のあった者
- (2) 長年にわたり、オリエンテーリング指導員としてその属する地域に普及振興のため著しく功績のあった者
- (3) 選手もしくは選手団の一員として、国際大会において優秀な成績を収めた者
- (4) 長年にわたり、オリエンテーリングの普及、振興、競技力向上について著しく功績のあった者（団体を含む）
- (5) 第3条による推薦年度に概ね35歳以下の若手で、オリエンテーリング界の未来を切り拓く活動に功績のあった者
- (6) 本協会に対し多額の寄附を行った者
- (7) 前各号のほか、本協会の事業等に特段の功績があった者

(推薦)

第3条 本協会の業務執行理事並びに正会員は、前条に該当すると認められるもの（以下「被表彰者」という）があるときは、被表彰者の推薦書を作成し、毎年度末までに会長宛に推薦するものとする。

- 2 理由ある場合、前項にかかわらず被表彰者の推薦を臨時に受け付けることができるものとする。
- 3 本協会が必要と認めた場合、本協会は被表彰者の推薦を正会員に依頼することができる。

(表彰選考委員会)

第4条 会長は、前条による推薦を受理したときは、表彰選考委員会を設置する。

- 2 表彰選考委員会は、第5条による表彰が行われるまで存続する。
- 3 表彰選考委員会は以下の人員で構成される。
  - (1) 会長、副会長、業務執行理事より3名以上
  - (2) 本協会の監事より1名以上
  - (3) その他必要に応じて（当該ブロック理事など）
- 4 本条第3項の構成員には、被表彰者は含まれてはならない。
- 5 表彰選考委員会の議長は、会長とする。
- 6 表彰選考委員会は、本条第3項（1）および（2）の構成員から4名以上が出席し、出席者の過半数をもって決議することができる。
- 7 表彰選考委員会は、被表彰者が第2条の基準に合致し、かつ第1条の趣旨に沿うことの確認を行う。
- 8 表彰選考委員会は、前項の審議内容について、すみやかに理事会に報告を行うとともに、被表彰者に対して表彰を行う場合には、すみやかに第5条の準備を行う。

(表彰)

第5条 被表彰者に対しては、本協会の総会等の集会もしくは競技会の際に、会長が表彰状または感謝状を授与して表彰する。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年3月4日から施行する。
- 2 平成27年3月8日に改訂し、施行する。
- 3 令和4年12月3日に改訂し、施行する。
- 4 令和6年5月18日に改訂し、施行する。